| | | |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）

4 3 ［同上］

5 4 ［略］

第一項の規定（第四号を除く。）及び前項の規定は、ＡＴ中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

［同上］

［項を加える。］

| 第一項第一号 | 中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許 | ＡＴ準中型免許若しくはＡＴ普通第二種免許又はＡＴ普通免許 |
|---|---|---|
| 第一項第六号 | 教習（別表第一第九号に掲げる事項に係る教習に限る。） | 教習 |
| 第一項第七号 | 七時限 | 三時限 |
| | 中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。） | ＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許 |
| | 者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者 | 者 |
| | あっては一時限 | あっては、一時限 |
| | 時限数、現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に | 時限数 |

| | | |
|---|---|---|
| 第一項第一号 | 中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許 | ＡＴ準中型免許若しくはＡＴ普通第二種免許又はＡＴ普通免許 |
| 第一項第七号 | 中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許 | ＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許 |
| | | |
| | | |